

海岸地域における広域景観計画の 運用実態に関する研究 -関門地域を対象として-

清永 修平¹・横内 憲久²・岡田 智秀³

¹非会員 日本大学大学院理工学研究科不動産科学専攻

(〒101-8308 東京都千代田区神田駿河台1-8-14, E-mail:syuhei.kiyonaga@gmail.com)

²正会員 工博 日本大学理工学部建築学科

(〒101-8308 東京都千代田区神田駿河台1-8-14, E-mail:yokouchi@arch.cst.nihon-u.ac.jp)

³正会員 工博 日本大学理工学部社会交通工学科

(〒274-8501 千葉県船橋市習志野台7-24-1, E-mail: okada.tomohide@nihon-u.ac.jp)

風景が広域にわたる海岸地域の良好な景観形成を図るためには、隣接する自治体相互が連携した広域景観連携が重要になると考える。しかし、多くの自治体が広域景観を有しているが広域景観の保全・活用への取り組みを行っている自治体は少ない。そこで本研究では、海岸地域における広域景観連携の促進に向け広域景観形成が図られている事例における景観計画の分析、ヒアリング調査を通して広域景観連携における運用実態を捉え、今後のあり方について考究することを目的とする。

キーワード: 広域景観, 海岸, 地域連携, 景観計画, 関門海峡

1. はじめに

河川や海岸のように水辺の風景は広域にわたっている。これに関し、例えば国立公園の生みの親である田村剛は「海岸から5km内陸までも海の背景として重要である」と述べている¹⁾。したがって、海岸地域の良好な景観形成を図るためには、隣接する自治体相互が連携した広域景観連携が重要になると考える。

国土交通省によれば、2005(平成17)年に景観法が全面施行されて以降、2011(平成23)年9月時点で景観計画区域が行政界をまたぐか行政界をまたいで眺望される景観を広域景観と定義した際、その広域景観を有しているとする自治体が510団体存在する²⁾。しかし、このうち広域景観の保全・活用への取り組みを行っているのは152団体と3割程度にとどまっており、広域景観連携の取り組みが必ずしも広まっているとは言い難い現状にある²⁾。

そこで本研究では、海岸地域における広域景観連携の促進に向け、広域景観連携の留意点を捉えるために、広域景観形成が図られている事例における景観計画に着目し、その記載内容について考察を行うとともに、当該事例に関するヒアリング調査を通して広域景観連携における運用実態について明らかにすることを目的とする。

2. 本研究の位置づけ

広域景観連携に関する研究は、都市計画や景観の分野において取り組まれている。たとえば清水ら³⁾は、矢部川における景観計画策定プロセスについて示しており、また、服部ら⁴⁾は、木曾川における広域連携の取り組みにおいて、策定プロセスや景観形成基準について紹介している。このように主に河川を対象とした水辺の広域景観連携に関する研究は複数見られるものの、本研究で示す、海岸地域に着目し、その運用実態について言及したものは見受けられない。

3. 研究方法

(1) 事例選定

本稿では、国土交通省発表資料⁵⁾「広域景観への取り組み状況等について」に記載されている「5. 広域景観における景観法の活用状況」に着目した結果、表-1に示すように海岸地域において広域景観連携への取り組みを行っている地域として「関門地域」(山口県下関市, 福岡県北九州市), 「神奈川県なぎさ軸」(神奈川県の相模湾に面する8市5町), 「天橋立地域」(京都府与謝野町, 京都府宮津市)の全3地域が抽出できた。これらのうち関門

地域では、2010(平成22)年に下関市と北九州市が共有する「関門景観計画」が図-1に示すように両市の景観計画内に定められた。他方、神奈川県なぎさ軸は、相模湾に面する8市5町の対象地域において自治体同士が連携して海岸線における景観形成を図るために神奈川県景観づくり基本方針が策定されている。しかし、このなぎさ軸において2010(平成22)年に「なぎさ軸広域景観構想」が策定されているが、これに直接関係する広域景観計画は存在しない。また、必ずしも各市町村の景観計画へ反映させることを目的としたものでないことから、なぎさ軸景観構想を活用した広域景観計画はみられない。また、天橋立地域は2008(平成20)年に京都府が定めた「天橋立周辺地域景観計画」が存在するが、天橋立周辺地域を構成する与謝野町は景観行政団体ではないことに加え、宮津市は独自の景観計画を策定していない。

以上をふまえ、本研究では、広域景観計画が存在し、それを運用する基礎自治体である市町村が景観行政団体である「関門地域」を対象事例として選定した。

(2) 調査方法

本稿では、「関門地域」を構成する北九州市および下関市が共有する「関門景観計画」の記載内容の分析とともに、北九州市役所と下関市役所へのヒアリング調査および現地踏査を通じて運用実態について明らかにする(表-2)。

表-1 3地域の景観計画について

対象地	関門地域		なぎさ軸	天橋立地域	
関係市町村	下関市	北九州市	神奈川県相模湾沿いの13市町	与謝野町	宮津市
景観行政団体 ^{※1}	○	○	11団体(2012年5月)	×	○
景観計画	策定済み	策定済み	11団体策定済み	未策定	未策定
分析対象景観計画(策定年、策定団体)	関門景観計画(2010年、下関市・北九州市)		なし	天橋立周辺地域景観まちづくり計画(2008年、京都府)	

※1 ○:既に景観行政団体である自治体 ×:未だ景観行政団体でない自治体

表-2 調査概要

項目	内容
調査文献	良好な景観の形成のための行為の制限や届出制度、届出対象となった案件など 文献2)、5)~9)
ヒアリング調査日	【北九州市都市計画課】2012(平成24)年8月6日 【下関市都市計画課】2012(平成24)年3月19日、8月7日
ヒアリング内容	・広域景観連携における成果、運用実態 ・関門景観形成地域における届出案件 ・関門景観専門委員会について
現地踏査	北九州市および下関市における関門景観形成地域全域 【2012(平成24)年3月19~20日、8月6~9日】

下関市景観計画	関門景観計画	北九州市景観計画
【目次】 序章 はじめに 第1章 下関市の景観特性 第2章 景観計画区域 第3章 良好な景観の形成に関する方針 関門景観形成地域における方針 第4章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項 関門景観形成地域 第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針 第6章 屋外広告物の表示及び届出物件の設置に関する事項 第7章 景観重要公共施設の整備に関する事項 第8章 実現化に向け取り組み	関門景観計画	【目次】 第1章 景観計画区域 第2章 良好な景観の形成に関する方針 関門景観形成地域における方針 第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項 関門景観形成地域 第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針 第5章 屋外広告物の表示及び届出物件の設置に関する事項

図-1 関門景観計画の位置づけ(著者作成)⁶⁾

4. 関門景観計画の策定経緯

関門海峡を通じた北九州市と下関市の関係は、古くは巖流島の決闘や馬関戦争など歴史の舞台の活用・共有にみることができる。そのほか、1902(明治35)年に関門鉄道連絡船が開通し、その後1942(昭和17)年に関門鉄道トンネル、1958(昭和33)年に関門国道トンネル、1973(昭和48)年に関門橋と相次いで開通し人々の往来が容易になり両市において様々な交流が図られていった。そのような中で関門海峡における景観への取り組みが始まったのは、1996(平成8)年に北九州市の自己啓発講座「ひまわり塾」での提案であった。

この「ひまわり塾」は、企業、各種団体および行政が北九州市のまちづくりについて考える場として企画されたものであり、対岸の下関市と景観向上のための提案がなされ両市において景観への検討が開始された。これを端緒に1998(平成10)年に関門景観協定締結、2001(平成13)年に関門景観条例が制定され、関門景観の形成に関する重要事項について調査審議を行う関門審議会が設置されるに至った。そして、2010(平成22)年7月に関門景観形成地域を追加するため北九州市景観計画変更、その翌月の8月に下関市景観計画が策定されると同時に関門景観計画が両景観計画内に定義された。

この関門景観計画は、図-1に示す通り、「関門景観形成地域における方針」および「関門景観形成地域」の

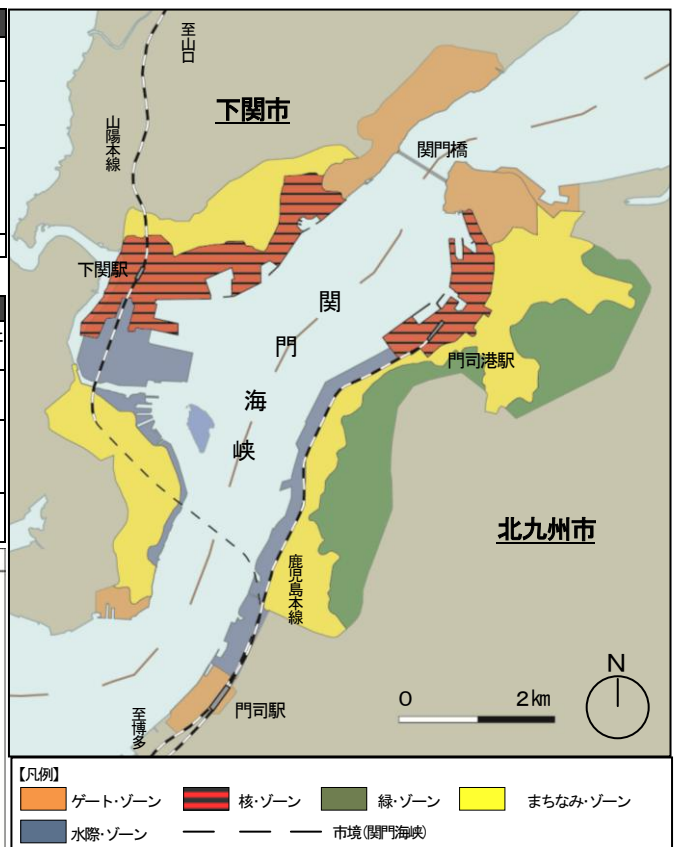


図-2 関門景観形成地域のゾーニング図(著者作成)⁶⁾

項目について記されている。その内容は「良好な景観の形成のための行為の制限」および「届出制度」の2つに分類できる。以降ではこれら2事項における特徴を述べる。

5. 関門景観計画の運用実態

(1) 良好な景観の形成のための行為の制限

下関市と北九州市の両市は、関門海峡に面する地域において、5ゾーン17地区に景観ゾーニングを設定している。その特徴として、図-2に示す通り、市境である関門海峡をまたいで共通のコンセプトのもとゾーニングが行われている。そして各ゾーンでは、表-3に示す10項目の行為の制限が設けられている。中でも特徴的なものとして視点場と視対象に関する次の3項目があげられる。第一に「高さ」について「航路上の船舶や対岸から見たときの高さ規制(背景の山並み、まち並み、周辺とのリズム)」というように視点場が想定され、また、高さ規制の考え方として船舶や対岸から見た際に周辺の自然地形やまち並みとの調和について配慮するなど、対岸の市に対して明確な意識が向けられている(写真-1、2)。第二に、「形態」について、「海峡からの見え方に配慮した建築形態」や後背地から海峡への見通しを確保するために「圧迫感を与える長大な壁面にならないように配慮」のように、海上を視点場として海峡から陸域への見え方に配慮していることに加え、陸域から海峡への見え方についても言及している。第三に「色彩」について、「海辺では明るく開放的な色彩とする」や「中心街では品格と秩序を感じさせる色彩」などのように、両市の5ゾーン17地区において、市境に関わりなく両市共通の基準である地区別推奨色を定めて色彩を調整している⁷⁾。

このように、視点場については船舶や対岸を想定し、



写真-1 下関市側から北九州市眺望

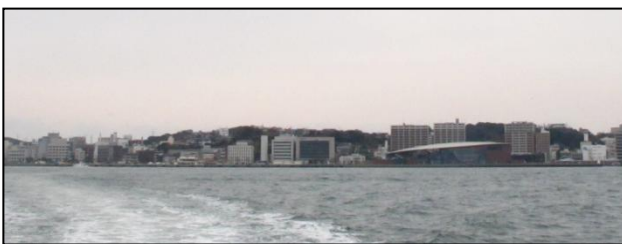


写真-2 北九州市側から下関市眺望

表-3 関門地域における良好な景観形成のための行為の制限(概要)

項目	関門地域
	関門景観計画
配置	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の緑や水際への配慮 ・海沿いの開放性・親水性を高めるよう努める ・見通しへの配慮
高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・船舶や対岸から見たときの高さ規制(背景の山並み、島のシルエット、まちなみ、周辺とのリズム感)
形態	<ul style="list-style-type: none"> ・圧迫感を与える長大な壁面にならないように配慮 ・海峡からの見え方に配慮した建築形態 ・自然景観と調和する建築形態
建築設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上又は外壁に付帯する諸設備は、見苦しくないように建築物との一体感や周辺の景観との調和に配慮する。 ・屋上は、眺望点からの見え方(俯瞰)にも配慮する。
緑化および外構等	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等の緑化による修景および色彩調和への配慮
夜間照明	<ul style="list-style-type: none"> ・照明による魅力的な夜景づくりに努める
公共施設	<ul style="list-style-type: none"> ・関門景観の形成に先導的な役割を果たすように努める
土地の形質等	<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁等は、船舶や対岸からの見え方に留意し、自然に調和した素材や形態になるよう努める ・水際線を乱さないように配慮
屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺のまちなみから突出しない高さや形状、色彩とする ・点滅するネオンやサーチライト等の使用は控える ・小規模なものとし、自己表示以外のものは掲載しないように努める
色彩 (色彩の基準はマンセル値で別途記載あり)	<ul style="list-style-type: none"> ・山裾の緑がある住宅地は、暖かみのある落ち着いた色彩とする ・海辺では、明るく開放的な色彩とする ・海峡ロマンを感じさせる地域は、個性のある色を生かした色彩とする ・中心市街地では、品格と秩序を感じさせる色彩

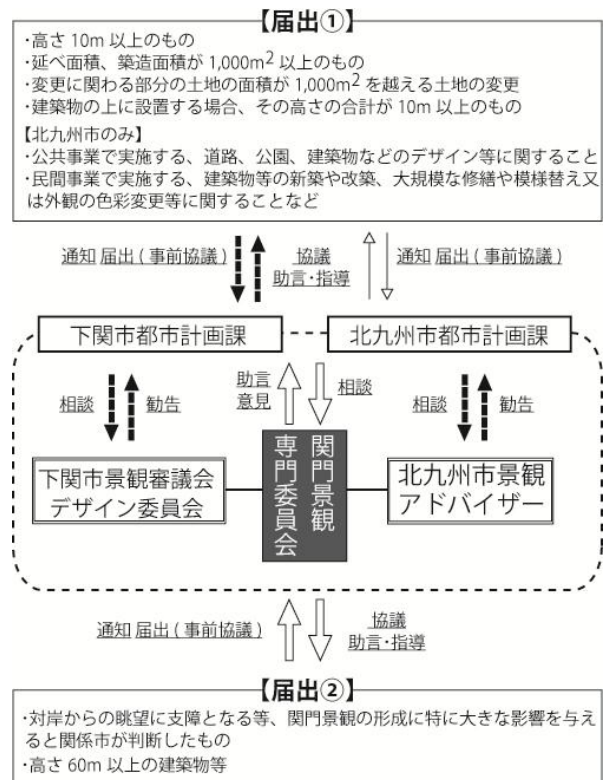


図-3 届出の種類と対応関係
(文献⁷⁾およびヒアリングをもとに著者作成)

表-4 北九州市および下関市における届出について

	北九州市	下関市
専門組織	北九州市景観アドバイザー	下関市景観審議会デザイン委員会
大規模建築物等届出制度の開始	1985(昭和60)年4月(北九州市都市景観条例) 2004(平成16)年8月(関門景観条例)	1996(平成8)年10月(下関市都市景観条例) 2004(平成16)年8月(関門景観条例)
対象案件 (景観計画区域)	【建築物】 ・高さ31mを超える建築物等 ・延べ面積が10,000㎡を超える建築物等 ・店舗、遊技場その他規則で定める用途に供する建築物等のうち、延べ床面積が3,000㎡を超えるもの 【工作物】 ・高さ31mを超えるもの	【建築物】 ・高さ20m以上のもの ・延べ面積が5,000㎡以上のもの 【工作物】 ・高さ20m以上のもの ・築造面積が5,000㎡以上のもの 【土地の形質の変更】 ・変更に関わる部分の土地の面積が5,000㎡を越える土地の変更
対象案件 (関門景観計画区域)	【建築物】 ・高さ10m以上のもの ・延べ面積が1,000㎡以上のもの ・変更に関わる部分の土地の面積が1,000㎡を越える土地の変更 【工作物】 ・高さ10m以上のもの ・築造面積が1,000㎡以上のもの ・建築物の上に設置する場合、その高さの合計が10m以上のもの ・公共事業で実施する、道路、公園、建築物などのデザイン等に関する事 ・民間事業で実施する、建築物等の新築や改築、大規模な修繕や模様替え又は外観の色彩変更等に関する事など	【建築物】 ・高さ10m以上のもの ・延べ面積が1,000㎡以上のもの ・変更に関わる部分の土地の面積が1,000㎡を越える土地の変更 【工作物】 ・高さ10m以上のもの ・築造面積が1,000㎡以上のもの ・建築物の上に設置する場合、その高さの合計が10m以上のもの
変更内容	列車、手すり、壁面等の色彩、公園の植栽	壁面等の色彩、建築物の移転
届出数件(市内)	2,641件【2012(平成24)年8月現在】	602件【2012(平成24)年8月現在】
関門景観形成区域の届出件数	81件【2012(平成24)年8月現在】	114件【2012(平成24)年8月現在】

そこから「群」としての見え方を意識した規制が設けられているとともに、海峡をまたいで設定されている5ゾーン17地区において両岸共通の色彩コントロールを実施している。これらのことから両市における広域景観連携への意識は高いと考えられよう。ただし、視点場については「船舶」「対岸」など漠然とした記述にとどまっている。そこで、具体的な視点場の存在について調査したところ、「関門景観基本構想」において、赤間神社やレトロ地区など15ヶ所がその具体として設けられていることを捉えた。しかし、これは関門橋や海峡を行き交う船舶といった関門の主要な風景を眺望する視点場として設定されており、これらの視点場は市職員へのヒアリング調査においても観光としての要素が強いものであることが捉えられた。視点場の設定においては、観光としての要素に加え、地域住民にとって印象深い眺めが享受できる視点場を設けることも重要と考えられる。特に下関市のように海岸線から市街地に行くにつれて緩やかな丘陵地となり、そこに住宅地が形成されているような場合、住宅地から海峡や対岸への眺望を確保することがきわめて重要であると考えられる。一方、視対象に関しては、関門地域は海峡越しの山並みやまち並みとの調和に配慮することとし、海(市境)をまたいでまちを「群」として捉えていた。市町村間の連携が重要である広域景観計画では、関門地域のように、海峡をまたいで両市がともに「見る・見られる」という意識を明確にもつことで、対岸のまち並みの連続性やまとまりに関心が行き届いている様子が伺える。

(2) 届出の種類と対応組織

届出制度に関しては、文献(関門景観が結ぶ景観に配慮したまちづくり)⁷⁾およびヒアリングにより得られた届出対象における両市対応関係を図-3に示す。以降ではこれをもとに関門地域における届出の種類とその対応組織について言及する。

届出を行う対象案件の種類は対象地や建物高さによって図-3に示す「届出①」と「届出②」の2つに分類することができる。「届出①」は、関門景観計画に記された届出対象についてであり、「届出②」は関門景観専門委員会運営要領に記された届出対象についてである。まず、「届出①」は、建築物の新築や増築、移転等の届出内容が軽微で審議の余地がない場合について、各市の都市計画課職員が対応し事業者への指導・勧告を行うレベルのものである。ただし、案件の建設予定地が景観重点地区である場合や大規模建設(建築面積1,000㎡を超えるもの)が行われる場合になると、その建設行為が周辺の景観に与える影響について市職員のみでの判断が困難となってくる。その場合、市職員は各市に設置された都市景観や建築デザインに関する学識者により構成される専門組織(北九州市は北九州市景観アドバイザー、下関市は下関市景観審議会デザイン委員会)に相談し、助言が受けられるようになっている。それをふまえて市職員が事業者へ指導、勧告を行うといった手続きを備えている。次に「届出②」にあるように、関門景観の形成に特に影響が大きい建築行為等に関しては関門景観専門委員会により協議される。この関門景観専門委員会とは、北九州市景観アドバイザー

表一五 北九州市および下関市の主な案件

		北九州市の案件			
案件写真・案件名					
	門司駅周辺マンション	大里地区マンション完成予定図	大里海岸緑地	観光列車「潮風号」	
特徴	白を基調とした壁面	白を基調とした壁面	背景となる海に調和するように手すりの色は青色	車体の色は当初の赤や黄色を基調としたものから、青色へと変更	
		下関市の案件			
案件写真・案件名					
	国道9号線沿いマンション	自転車レーン	新消防庁舎		
特徴	近接する3棟のマンション 左:2007(平成19)年2月竣工[A社] 中央:2006(平成18)年2月竣工[A社] 右:2010(平成22)年10月竣工[B社]	自転車レーンの色彩およびテクスチャー等について協議	赤間神社周辺からコンテナターミナルに隣接する土地へ移転。(2011年(平成23)年9月12日山口新聞より転載) ⁸⁾		

一および下関市景観審議会デザイン委員会から関係市長が各々5名以内を指名し、選任された委員によって構成される組織である。この関門景観専門委員会が関係市へ助言を行い、関係市職員により事業者へ指導、勧告が行われる。

このように、関門景観計画における届出制度は、「届出①」のように専門家が市職員へ助言を行うという多くの市町村でも取り込まれている制度に加え、「届出②」のように両市が共通のテーブルで景観形成に関して審議するといった制度があることを把握した。

そこで以降では、北九州市と下関市の届出対象の実際の案件について、各市の景観形成の特徴を捉える。

(3) 各市の届出制度からみる景観形成の特徴

景観形成の特徴を捉えるために、表一4に加え、各市において届出対象となった案件の一部を示した表一5をもとに北九州市、下関市および関門景観専門委員会の運用実態から各市の特徴について述べる。

a) 北九州市

1985(昭和60)年に北九州市都市景観条例が施行され、1989年(平成元)年に北九州市景観アドバイザー制度が創設された。届出数は全2,641件(1985(昭和60)年4月～現在)であり、関門景観形成地域内では全81件(2004(平成16)年8月～現在)の届出があり、これら案件の一部を表一5に示している。門司駅周辺マンションがある大里地区は、再開発事業の一環で駅前に中高層住宅が建設され

ている。周辺には大里地区マンション完成予定図に示すような建設中のマンションもみられ、その多くが白を基調とした壁面となっており、関門景観計画に基づき色彩が統一されている。北九州市では建築物に関する案件のほか、手すりや観光列車に関しても助言が行われている。大里海岸緑地における手すりにおいては、背後の海と調和するように青色を指定している。また、門司港レトロ地区を運行する観光列車「潮風号」は、当初は赤と黄色を基調とした色彩であったが、北九州市景観アドバイザーによりレトロをイメージする重厚な青色へと変更された。

このように北九州市は、関門景観形成地域において建築物や工作物のみならず都市景観に関する様々な要素においても協議、助言が行われ、その多くは色彩に関する案件であることが捉えられた。

b) 下関市

1996(平成8)年に下関市都市景観条例が施行され、同年に下関市都市デザイン委員会が設置された。届出件数は下関市内全体で602件(1996(平成8)年10月～現在)、関門景観形成地域内では114件(2004(平成16)年8月～現在)となっており、近年における届出の多くは携帯電話アンテナおよびマンションとなっている。その1つが表一5の下関市の案件に示す国道9号線沿いのマンションである。近接する3棟のマンションのうち、写真右側のマンションは他の2棟に対して2010(平成22)年竣工と新築のマンションであることに加え事業者が異なるものである。しかし、外観のデザインおよび色彩ともに隣接する2棟



図-4 マンション計画地地図および視点場設置位置(著者作成)

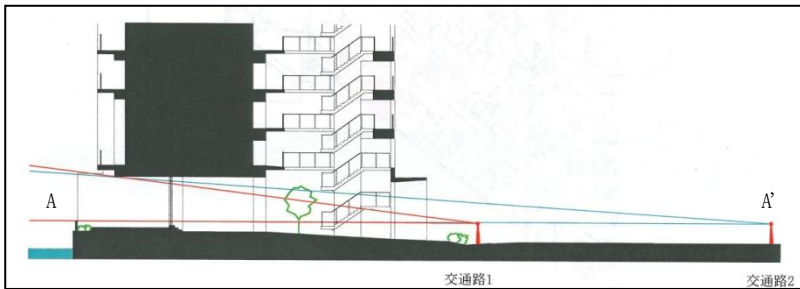


図-5 代替案断面図(図-4 A-A')における交通路からの眺望⁹⁾

のマンションとほぼ同様のものとなっている。このように外観が統一された案件がある一方、自転車専用レーンに関しては、車道の色彩がグレーや白のインターロッキングブロックで舗装されているが、自転車専用レーンに関しては青色のアスファルト舗装となっている。その理由は、交通安全に配慮するため、色彩の調和よりも、車道や歩道との区別がつくよう目立たせることを重視したとされている。この他、新消防庁舎に関しては、計画当初は赤間神社や唐戸市場といった関門海峡に面する下関市の観光拠点となる場所に建設が計画されていた。しかし、海峡への見通しの阻害等の理由で下関市民からの反発を受け、下関市都市計画課等との協議によりコンテナターミナルが隣接する土地へと移転させた。

このように、下関市は、届出対象が建築物と工作物に特化しており、建築物に関しては外観や色彩の統一が図られている一方、道路に関しては自転車レーンの着色により安全性が担保されるも周囲との色彩調和という点では課題が残された。また、新消防庁舎建設をめぐっては住民が海峡や対岸への見通しを強く意識している現状を受けて計画地の変更を実現させている実態が捉えられた。

c) 関門景観専門委員会

2004(平成16)年に第1回関門景観合同委員会(現・関門景観専門委員会)が開催されて以降、現在までに合計9回開催されている。関門景観専門委員会の対象行為は、図-3の「届出②」に示す通りであり、高さ60m以上という基準は、対岸から当該地域のまち並みを見たときに背

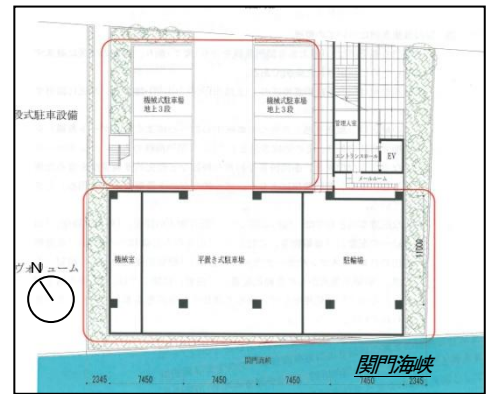


図-6 初期計画1階配置図(著者一部加筆)⁹⁾

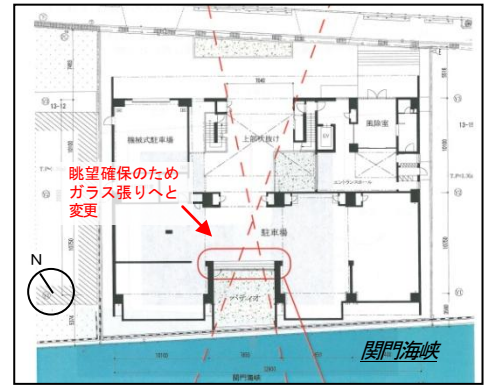


図-7 代替案1階配置図(著者一部加筆)⁹⁾



写真-3 対岸への見通確保【2012(平成24)年8月7日著者撮影】



写真-4 完成後のマンション【2012(平成24)年8月7日著者撮影】

景の山並みから突出するであろうとされる高さで設定されている。実際に関門景観専門委員会が開催された案件として、2005(平成17)年の下関市阿弥陀寺町のマンション計画がある。この計画は関門海峡に面し周辺には赤間神社があり、中高層マンション、戸建住宅、小規模店舗が隣接する敷地において1階はエントランス・駐車場、2階にレストランを設けた13階建の共同住宅である。これに対し、関門景観専門委員会は、市民が関門海峡の眺望を享受できるような空間の設置(例えば1階部分に公共空間の設置)を検討することおよび計画を整理し市民に説明できるような図面と文章によるドキュメントを用意することなど要請した。これを受け、事業者は景観を考慮したドキュメントの提出とともに、1階部分において国道から対岸を見通せ半公共的な空間になる可能性を残した改善案の提示を行った。このドキュメントの代替案において、後背地からの眺望効果の検証について記されている。この検討内容として図面および模型を作成し、あらかじめ設定した前面道路における2つの視点場(交通路1、2)からの眺望の検討を行っている(図-4、5)。その結果、1階駐車場中央の海峡側の壁をガラスに変更しパティオを設け、階高(クリアランス)を大きくするといった代替案を提案した(図-6、7 写真-3)⁸⁾。この提案に対し関門景観専門委員は、当初の計画より改善され、背後道路から対岸を眺望する空間確保に対する努力を評価し、勧告は行わず、要請にとどめる対応とし、写真-3、4に示すようなマンションが完成した。

こういった協議では、関門景観専門委員が両市の専門委員により構成されているため、対岸が対象敷地となっている専門委員からは対岸からの見え方に対する意見が提示される。これに加え、選任市としての立場によらず総合的で幅広い意見があげられていることが捉えられた。

この関門景観専門委員会では、届出対象における60m基準の根拠および上記の案件における要請からも対岸への意識が高い様子が伺え、市境を越えた協議の場として重要な役割を担っている実態が捉えられた。

6. おわりに

以上のように広域景観計画の運用実態として、北九州市および下関市において色彩による景観誘導が行われ統一された外観のまちなみが形成されはじめていることを捉えた。また、マンション建設においては事業者側に向けた景観配慮の実効性の高さが把握できたとともに、住民が景観に関心を持ち、海峡・対岸への眺望に対する意識の高さも捉えることができた。これらは、両市が連携して景観への取り組みを行ってきた成果であるといえる。

この他、「関門景観基本構想」において関門地域の15ヶ所の視点場が設けられ、これらは観光客に関門地域の魅力を伝えるために重要なものとなっている。しかし、このような観光としての要素が強い視点場や関門景観計画にある「船舶」「対岸」といった漠然とした表現による視点場の設定では一般住宅地からの海峡・対岸への良好な日常景を保全・創出することは困難であると考えられる。そこで、後背地の一般住宅地において海峡や対岸の日常景の魅力が享受できるように、例えば「住宅地における海峡・対岸眺望ゾーン」といった住宅地内ならではの視点場の設定を意識したゾーニングや、海岸線沿いの中高層建築物における海峡や対岸の眺望確保のために共用バルコニーやガラス張りの共用フロアを設けるなど「海岸地域の建築物における後背地からの眺望確保のための仕組みづくり」など、より一層対岸景を意識した取り組みが期待される。

謝辞：本研究のヒアリング調査、資料提供等においてご協力いただいた、北九州市建築都市局計画部都市計画課景観形成係の竹島久美氏・益本真紀氏ならびに下関市都市整備部都市計画課まちづくり係の栗原武氏・植森寛氏および萱野浩司氏(現・観光交流部観光政策課)のみなさまに感謝の意を表します。

本研究はJSPS科研費 21340043(代表:早稲田大学佐々木葉教授)の助成を受けたものです。

参考文献

- 1) 田村剛：国立公園 第31号，国立公園協会，pp1-6，1952
- 2) 国土交通省都市局公園緑地・景観課：広域的景観形成について，p9
- 3) 清水李太郎：広域景観計画の策定プロセスに関する研究—矢部川流域景観を事例として，日本建築学会大会学術講演梗概集，pp197-200，2009
- 4) 服部隆：県境をつなぐ木曾川景観—木曾川景観協議会の取り組み，景観・デザイン研究講演集，No. 6，2010
- 5) 国土交通省都市局公園緑地・景観課景観歴史文化環境整備室：広域景観への取り組み状況について，2011. 2
- 6) 清永修平・横内憲久・岡田智秀：水辺における広域景観計画の運用実態に関する研究—景観形成基準に着目して—，日本建築学会，2012
- 7) 下関市都市整備部都市計画課・北九州市建築都市局計画部都市計画課：関門海峡が結ぶ景観に配慮したまちづくり，pp2-16，2011
- 8) 山口新聞，2011(平成23)年9月12日
- 9) 極東建設株式会社・株式会社アーバンコーポレーション・株式会社坂倉建築研究所：阿弥陀寺町マンション計画 関門景観形成指針 計画内容対応説明資料，2005. 11